

新ごみ処理場整備・運営事業

実施方針

令和6年（2024年）1月

柏 崎 市

新ごみ処理場整備・運営事業

実施方針

《目 次》

第1章 事業内容に関する事項	1
1 事業名	1
2 本事業の対象となる公共施設等の種類	1
3 公共施設等の管理者	1
4 一般事項	1
5 本施設の概要	3
6 事業方式等	3
7 契約の形態	3
8 事業期間	4
9 事業期間終了後の措置	4
10 事業の対象となる業務範囲	4
11 事業者の収入	5
12 余剰電力の帰属先	5
13 有価物売却収入の帰属先	5
14 本市が適用を予定している交付金・補助金について	5
15 関係法令等の遵守	6
16 事業スケジュール（予定）	6
第2章 特定事業の選定及び公表に関する事項	6
1 選定基準	6
2 選定方法	6
3 選定結果の公表	6
第3章 募集及び選定に関する事項	6
1 事業者の募集及び選定方法	6
2 募集及び選定の手順	7
3 参加資格要件	8
4 応募者の審査及び最優秀提案者の特定	12
5 最優秀提案者決定後の手続き	13
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 想定されるサービスの水準・仕様	14
2 想定されるリスクの分担	14
3 本市による事業の実施状況の監視	14
第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
1 係争事由に係る基本的な考え方	14
2 管轄裁判所	14
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	14
2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15

3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	15
4	その他	15
第7章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
第8章	その他特定事業の実施に関し必要な事項	15
1	議会の議決	15
2	情報提供	15
3	応募に伴う費用負担	15
4	本実施方針に関する担当部署	16

実施方針添付資料

- 実施方針添付資料－1 事業実施区域
- 実施方針添付資料－2 事業スキーム図（案）
- 実施方針添付資料－3 役割分担概念図
- 実施方針添付資料－4 リスク分担（案）

用語の定義

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

本 市：柏崎市をいう。

本 事 業：新ごみ処理場整備・運営事業をいう。

本 施 設：本事業において設計・建設され、運営される廃棄物処理施設をいい、ごみ処理設備のほか、工場棟（管理諸室を含む。）、計量棟、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の建築物、建築設備及びこれらの付帯設備を含めていう。

仮 設 施 設：本工事の実施に際しては、本施設が稼働するまでの期間において既存ごみ処理場の稼働を維持する。本工事が与える影響を最小限にするため、本施設の建設工事に先立ち整備する、仮設沈砂槽（河川水取水電気設備等を含む）、仮設計量棟、仮設事務所棟、仮設駐車場及びこれらの付帯設備を含めていう。

本 工 事：本施設の設計・建設業務、仮設施設の整備業務及び解体・撤去工事（清掃事務所棟、し尿処理場処理棟、資源物リサイクルセンター、洗車棟、有価物ストックヤード棟、倉庫棟、その他本施設の建設工事に当たって支障となる建築物及び工作物等並びにこれらの地下構造物も含む）をいう。

プ ラ ン ト：本施設のうち、処理対象物の処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

建 築 物 等：本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。

D B O 方 式：Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる公設民営方式の事業手法をいう。

事 業 者：本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。また、建設事業者と運営事業者を総称していう。

建 設 事 業 者：本市と建設工事請負契約を締結する者で、本工事を行う事業者をいう。

運 営 事 業 者：本市と運営業務委託契約を締結する者で、本施設の運営業務を行う事業者をいう。

既存ごみ処理場：クリーンセンターかしわざきをいう。

敷地：事業実施区域及び既存ごみ処理場使用区域を合わせた範囲をいう。

事業実施区域：本工事において利用可能な区域であり、稼働後、運営業務を実施する区域をいう。

エネルギー回収型廃棄物処理施設：本施設を構成する施設のうち、燃やすごみ及び可燃残さ、ボランティア清掃ごみ、剪定枝・庭の草及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理する施設をいう。

マテリアルリサイクル推進施設：本施設を構成する施設のうち、燃やさないごみ及び粗大ごみを処理対象物として破砕、選別等の処理を行う施設をいう。

基本協定：事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、本市と最優秀提案者が締結する協定をいう。

基本契約：事業者に本事業を一括で発注するために、本市と建設事業者及び運営事業者で締結する契約をいう。

建設工事請負契約：本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。

運営業務委託契約：本事業の運営業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。

地方公共団体：地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定められている普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の本市及び財産区）をいう。

応募者：本事業の募集手続に参加する複数企業で構成されるグループをいう。

代表企業：応募者のうち、代表して応募手続き等を行う企業をいう。

構成企業：応募者を構成する企業をいう。

構成員：特別目的会社を設立する場合において、構成企業のうち、特別目的会社に出資を行う企業をいう。

協 力 企 業：特別目的会社を設立する場合において、構成企業のうち、特別目的会社に出資を行わない企業をいう。

事業者選定委員会：本市が設置する新ごみ処理場整備・運営事業者選定委員会のことをいう。

最 優 秀 提 案 者：応募者の中から本事業を実施する者として特定された応募者であり、本事業を実施する複数企業で構成されるグループをいう。

特 別 目 的 会 社：本施設の運營業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。SPCともいう。

募 集 要 項：本事業における募集要項をいう。

募 集 要 項 等：募集公告と同時に公表する募集要項、要求水準書、最優秀提案者決定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、様式集、提出書類の作成要領及びこれらに関する質問回答を総称して又は個別にいう。

設 計 ・ 建 設 業 務：本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

運 営 業 務：本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。

搬 入 可 能 物：本施設で受け入れるものをいう。

処 理 対 象 物：搬入可能物のうち、本施設で処理するものをいう。

処 理 困 難 物：搬入可能物のうち、本施設では処理せずに外部処理委託又は最終処分するものをいう。

補 助 金：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金をいう。

交 付 金：循環型社会形成推進交付金をいう。

第1章 事業内容に関する事項

1 事業名

新ごみ処理場整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

名称 新ごみ処理場

種類 一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

管理者 柏崎市長 櫻井 雅浩

4 一般事項

本施設は令和11年度（2029）年度の稼働を目指して整備を行う。本施設の設計・建設工事は、敷地内に立地する既存ごみ処理場の稼働を継続しながら実施することになる。設計・建設工事の実施に当たっては、既存ごみ処理場の稼働に与える影響を最小限にするため、本施設の建設工事に先立ち、仮設施設の整備工事、し尿処理場処理棟等の解体工事を実施すること。

本市では、令和2年（2020年）3月に策定した「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」において、施設整備方針を次のとおり設定した。

【施設整備方針】

本市では、平成29年（2017年）3月に柏崎市第五次総合計画（以下「第五次総合計画」という。）を策定しており、新ごみ処理場の施設整備方針は、第五次総合計画の内容を踏まえて決定した。

【コンセプト】

(1) 循環型社会を推進する施設

- ア ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進したうえで適正処理を行い、処理で発生する熱や灰等を有効に活用する。
- イ 環境負荷低減や公害防止等、環境に十分に配慮した設備を備える。

(2) 市民が身近で安全・安心を感じられる施設

- ア 市民生活に密着した利便性の高い施設を目指す。
- イ 新潟県中越沖地震を教訓にした災害に強い強靱な施設とする。

(3) 高効率なエネルギー回収を可能とする施設

- ア 柏崎地域エネルギービジョンの実現に向けて、エネルギーの地産地消に留まらず、将来の地産他消を見据えたベース電源のひとつとする。

(4) ふるさとの環境を守る施設

- ア 児童・生徒をはじめ、循環型社会の推進や環境問題について学べる施設とする。
- イ 温暖化対策や生物多様性の保全に対する意識啓発、不法投棄防止と環境美化の推進など、豊かな自然環境を維持・保全するための拠点とする。

(5) 経済性に優れた施設

- ア 設備の適切な規模、効率的な配置、省エネルギー化を検討し、経済的かつ高効率な施設建設及び管理運営を実現する。

5 本施設の概要

本施設の概要を表 1 に示す。

表 1 本施設の概要

項目		概 要	
工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設	①処理対象物	① 燃やすごみ及び可燃残渣 ② ボランティア清掃ごみ ③ 剪定枝・庭の草 ④ 災害廃棄物
		②炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
		③施設規模	80 t/24h (40 t/24h×2炉)
	マテリアルリサイクル施設	①処理対象物	① 不燃ごみ ② 粗大ごみ
		②施設規模	6.7 t/5h
計量棟 (工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)	①形式	ロードセル式(4点支持式)	
	②数量	3基以上 (入口用2基以上、出口用1基以上)	
その他 関連施設等	管理棟(工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)、洗車棟(工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)、駐車場、構内道路、構内サイン、構内照明、植栽、その他		

※本施設では、刈羽村から排出される燃やすごみ、不燃ごみ、粗大ごみも処理する。

6 事業方式等

本事業における施設の整備・運営はDBO方式により実施する。

事業者のうち、建設事業者は本施設の設計・建設業務を行う。また、運営事業者は、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施する。

7 契約の形態

- (1) 本市は、優先交渉権者と基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。
- (2) 本市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
- (3) 本市は、基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。
- (4) 本市は、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。なお、本市は、運営事業者として特別目的会社の設立を義務付けていないが、特別目的会社の設立を妨げるものではない。
- (5) 事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-2 事業スキーム図(案)」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 設計・建設期間：事業契約締結日から令和11（2029）年3月まで
- (2) 運営期間：令和11（2029）年4月から令和31（2049）年3月まで（20年間）

9 事業期間終了後の措置

本市は本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこと。また、事業者は、事業期間終了時に、本施設を要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）「第9章 運営業務期間終了時の引渡し条件」に定める条件を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後15年目（令和25（2043）年度）の時点において、本市及び事業者は協議を開始するものとする。

10 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者及び本市が行う事業の範囲は次のとおりとする（「実施方針添付資料－3 役割分担概念図」参照）。なお、各項目の詳細については募集要項等に示す。

(1) 事業者が行う業務

ア 本施設の設計に関する業務

- (ア) 本施設の設計
- (イ) 本市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- (ロ) 本市の交付金・補助金申請支援
- (エ) 設計に係る許認可申請等
- (オ) その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の建設に関する業務

- (ア) 本施設の建設
- (イ) 仮設施設の設計・建設・解体
- (ロ) し尿処理施設処理棟等の解体
- (エ) 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
- (オ) 建設工事に係る許認可申請等
- (カ) その他これらを実施する上で必要な業務

ウ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 維持管理業務
- (ロ) 測定管理業務
- (エ) 防災等管理業務
- (オ) 運営関連業務
- (カ) 情報管理業務
- (キ) 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）

- (ク) 行政視察対応に対する支援
 - (ケ) その他これらを実施する上で必要な業務
- (2) 本市が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 近隣対応（事業者が実施する業務以外）
- (イ) 本施設の交付金・補助金申請手続
- (ウ) 本施設の設計・建設モニタリング
- (エ) その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 本施設への搬入可能物の搬入
- (イ) 焼却主灰、飛灰処理物、有価物及び処理困難物の運搬
- (ウ) 焼却主灰、飛灰処理物、有価物及び処理困難物の資源化又は最終処分
- (エ) 近隣対応（事業者が実施する業務以外）
- (オ) 行政視察対応
- (カ) 運営モニタリング
- (キ) その他これらを実施する上で必要な業務

1.1 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は募集要項等において示す（「実施方針添付資料－3 役割分担概念図」参照）。

(1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設工事費を建設業者に支払う。

(2) 本施設の運営業務に係る対価等

本市は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営業者に支払う。

1.2 余剰電力の帰属先

本施設内で得られた発電電力から本施設の所内消費電力を差し引いた後の余剰電力は本市に帰属するものとする。運営事業者は余剰電力が可能な限り多くなるように運営業務を行う。

1.3 有価物売却収入の帰属先

運営業務に伴い発生する有価物の資源化は本市が実施し、売却収入は本市に帰属するものとする。

1.4 本市が適用を予定している交付金・補助金について

本市は、本事業の実施に関して、エネルギー回収型廃棄物処理施設は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）、マテリアルリサイクル推進施設は循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の適用を予定してい

る。交付金・補助金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

1 5 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を始め、必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

1 6 事業スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 最優秀提案者の決定 | 令和6（2024）年12月 |
| (2) 基本協定締結 | 令和7（2025）年1月 |
| (3) 仮契約の締結 | 令和7（2025）年3月 |
| (4) 契約議案の議会議決 | 令和7（2025）年3月 |
| (5) 事業契約の締結 | 令和7（2025）年3月 |
| (6) 本施設の設計・建設 | 契約締結日～令和11（2029）年3月 |
| (7) 本施設の運営 | 令和11（2029）年4月～
令和31（2049）年3月（20年間） |

第2章 特定事業の選定及び公表に関する事項

1 選定基準

本事業をDBO方式で実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

2 選定方法

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

3 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、令和6（2024）年3月に公表する。

第3章 募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が本事業の募集公告に際して配布する募集要項等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点等から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、最優秀提案者を決定する。なお、最優秀提案者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、公募型プロ

ポータル方式により行う。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

表 2 募集及び選定スケジュール（予定）

内 容	日 程
① 実施方針等の公表	令和6（2024）年 1月24日（水）
② 実施方針等に関する質問・意見の受付 期限	令和6（2024）年 2月 5日（月）
③ 実施方針等に関する質問回答の公表	令和6（2024）年 2月28日（水）
④ 特定事業の選定・公表	令和6（2024）年 4月中旬
⑤ 募集公告及び募集要項等の公表	令和6（2024）年 4月中旬
⑥ 現地説明会申込受付期限	令和6（2024）年 4月中旬
⑦ 現地説明会	令和6（2024）年 4月下旬
⑧ 第1回募集要項等に関する質問受付 期限【参加資格に関する質問】	令和6（2024）年 4月下旬
⑨ 第1回募集要項等に関する質問回答 の公表【参加資格に関する質問への 回答】	令和6（2024）年 5月上旬
⑩ 第1回募集要項等に関する質問受付 期限【参加資格以外に関する質問】	令和6（2024）年 5月上旬
⑪ 参加資格審査書類受付期限	令和6（2024）年 5月中旬
⑫ 参加資格審査結果の通知	令和6（2024）年 5月下旬
⑬ 第1回募集要項等に関する質問回答 の公表【参加資格以外に関する質問への 回答】	令和6（2024）年 6月上旬
⑭ 対面的対話用資料受付期限	令和6（2024）年 6月下旬
⑮ 対面的対話	令和6（2024）年 7月中旬
⑯ 第2回募集要項等に関する質問受付 期限	令和6（2024）年 8月上旬
⑰ 第2回募集要項等に関する質問回答 の公表	令和6（2024）年 8月下旬
⑱ 事業提案書の受付	令和6（2024）年10月中旬
⑲ 応募者ヒアリング及び最優秀提案者 の特定	令和6（2024）年12月上旬
⑳ 最優秀提案者の決定	令和6（2024）年12月下旬
㉑ 基本協定締結	令和7（2025）年 1月中旬
㉒ 事業契約仮契約締結	令和7（2025）年 3月下旬
㉓ 事業契約本契約締結	令和7（2025）年 3月下旬

(2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付並びに回答

本実施方針等についての質問及び意見は、下記のとおり受付及び回答を行う。

ア 受付期間

本実施方針公表日から令和6（2024）年2月5日（月）午後5時までとする。

イ 提出方法

本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

(ア) 送付先

柏崎市 市民生活部 環境課 クリーン推進係

(イ) E-mail

kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp

(ウ) タイトル

「(提出者名) - 実施方針等に関する質問、意見」

(エ) 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、本市が到達確認メールを返信する。

ウ 回答の公表

令和6（2024）年2月28日（水）午後5時までにホームページにて公表する。

(3) 募集公告（募集要項等の公表）

募集公告は、令和6（2024）年4月中旬に行い、併せて募集要項等を公表する。

3 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運營業務の実施に当たっては、次に示す応募者の構成としたうえで、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市に本店がある企業を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、設計・建設業務及び運營業務を実施する予定の複数企業によるグループで構成し、本市に本店がある企業を少なくとも1社は構成企業に含めること。

イ 特別目的会社を設立する場合には、応募者は、本事業の設計・建設業務又は運營業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。

ウ 応募者の企業グループの中から「(2)イ 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、

当該代表企業が応募手続を行うこととする。

エ 応募者は、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運營業務のうち、主たる業務を請負又は受託する構成企業を定めることができる。ただし、本施設のプラントの設計・建設の主たる業務は、代表企業が行うこと。

オ 構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

カ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

キ 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成企業となることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。

a 親会社（会社法（平成 17（2005）年法律第 86 号）第 2 条 4 号及び会社法施行規則（平成 18（2006）年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14（2002）年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年（1999）法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他最優秀提案者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

ク その他、上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成企業となることはできない。

ケ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 共通の参加資格要件

本市の令和 5（2023）・6（2024）年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者。

イ 各業務を行う者の要件

(ア) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設のプラントの設計・建設業務を行う者は、次の要件を全て満たす企業であること。

- a 地方公共団体から発注されたDBO方式による一般廃棄物処理施設（次の①から④に示す要件を全て満たす施設）の新設整備を元請けとして受注した実績を有すること。
 - ① 平成26（2014）年度以降に竣工した施設
 - ② 処理能力が80t/日以上以上の施設
 - ③ ボイラ・タービン式発電設備を設置した施設
 - ④ 処理方式がストーカ式焼却炉の施設
 - b 建設業法（昭和24（1949）年法律第100号）第3条第1項に規定する清掃施設工事の特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,300点以上であること。
 - c 建設業法（昭和24（1949）年法律第100号）第26条第2項に規定する清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。なお、監理技術者は、当該企業と直接的な雇用関係にある者であること。
- (イ) 本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件
- 応募者のうち、本施設の建築物等の設計業務を行う者は、本施設のプラントの設計・建設業務を行う者又は建築物等の建設業務を行う者のうち、次の要件を全て満たす企業であること。
- a 建築士法（昭和25（1950）年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
 - b 地方公共団体から発注されたボイラ・タービン式発電設備を設置した一般廃棄物処理施設の建築物の設計を一括して実施した実績（元請から直接請け負った場合も可とする。）を有すること。
- (ロ) 本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件
- 応募者のうち、本施設の建築物等の建設業務を行う者は、単独又は複数の企業で構成するものとし、このうち少なくとも1社はa、b及びcを満たすこととする。また、少なくとも1社はdを満たす企業であることとする。
- a 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,300点以上であること。
 - b 地方公共団体から発注されたボイラ・タービン式発電設備を設置した一般廃棄物処理施設の建築物の施工を一括して実施した実績（元請から直接請け負った場合も可とする。）を有すること。
 - c 新潟県内に本店があること。
 - d 本市に本店があること。
- (ハ) 本施設の建築物等の解体業務を行う者の要件
- 応募者のうち、本施設の建築物等の解体業務を行う者は、次の要件を全て満たす企業であること。なお、複数の企業で行う場合は、このうち少なくとも1社は次の要件を全て満たす企業であること。
- a 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事及び解体工事に係る特定

建設業の許可を受けていること。

- b アスベストを含有する建築物の解体工事を元請として受注し、実施した実績を有すること。
- c 本市に本店があること。

(オ) 本施設の運營業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設の運營業務を行う者は、代表企業又は代表企業を含む複数の構成企業とする。運營業務を行う者のうち、少なくとも1社は、次のaの要件を全て満たすこと。また、少なくとも1社はbの要件を満たすこと。

- a 地方公共団体から発注されたDBO方式による一般廃棄物処理施設（次の①から④に示す要件を全て満たす施設）の運転管理業務を元請け（当該事業の特別目的会社から直接請け負ったものを含む）として受注した実績を有すること。
 - ① 平成26（2014）年度以降に竣工した施設
 - ② 処理能力が80t/日以上以上の施設
 - ③ ボイラ・タービン式発電設備を設置した施設
 - ④ 処理方式がストーカ式焼却炉の施設
- b 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験・実績を有する技術者を専任で配置できること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- ア 本市から指名停止措置を受けている者
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- オ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- カ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27（1952）年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- キ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- ク 破産法（平成16（2004）年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11（1922）年法律第

- 71号) 第132条又は第133条による破産の申立てを含む。) がなされている者
- ケ 柏崎市暴力団排除条例(平成24年条例第56号)の措置要件に該当すると認められる者
- コ 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・新ごみ処理場建設・運営に係る事業者選定アドバイザー業務委託の受託者
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- サ 事業者選定委員会の委員が所属する企業

(4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格審査書類提出期限日とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から最優秀提案者決定日までの間に応募者の代表企業が(2)の参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、本市は当該応募者を最優秀提案者決定のための審査対象から除外する。また、最優秀提案者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業が(3)のイからシに該当することとなる事態が生じた場合には、本市は当該応募者との事業契約締結を行わない。
- ウ 参加資格確認基準日の翌日から最優秀提案者決定日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(2)の参加資格要件を欠くこととなるおそれが生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに本市へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、本市の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。なお、(3)のアについて、指名停止期間前までに申し出た場合には、本市はその事情等を考慮し、指名停止開始後であっても代表企業以外の構成企業の変更を認める場合がある。
- エ 最優秀提案者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(3)のイからシに該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに本市へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、本市の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。

4 応募者の審査及び最優秀提案者の特定

(1) 審査機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施する機関として、事業者選定委員会を設置する予定である。事業者選定委員会の詳細については、募集要項において示す。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査に関する書類について審査を行い、参加資格要件を確認する。

イ 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類の審査を行い、最優秀提案者を特定する。

ウ 審査事項

審査事項は、募集公告時に公表する最優秀提案者決定基準に示すとおりとする。

エ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、最優秀提案者の決定及び審査講評を本市ホームページに掲載する。

5 最優秀提案者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

最優秀提案者決定後速やかに、本市と最優秀提案者は、事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

(2) 契約内容に関する協議

本市と最優秀提案者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

(3) 特別目的会社の設立（特別目的会社を設立する場合）

特別目的会社を設立する場合、最優秀提案者は、最優秀提案者決定後より仮契約締結までに、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 運営事業者の本店所在地は、本市内とすること。なお、本施設所在地を特別目的会社本店所在地として登記することはできない。

イ 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

ウ 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。

エ 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(4) 契約金額

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）は、建設事業者及び運営事業者から見積書を徴取し、決定する。ただし、提案価格（消費税及び地方消費税を含まない。）からの増額は認めない。

第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運營業務を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。設計・建設業務及び運營業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料－4 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、募集要項等において示す。

3 本市による事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営段階におけるすべての業務について監視を行う。監視の方法、内容等については、募集要項等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運營業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。

事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

(2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

(3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。

(2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

(1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。

(2) 運営期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、新ごみ処理場整備・運営事業の契約締結に当たっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページで行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 本実施方針に関する担当部署

柏崎市 市民生活部 環境課 クリーン推進係

〒945-0011

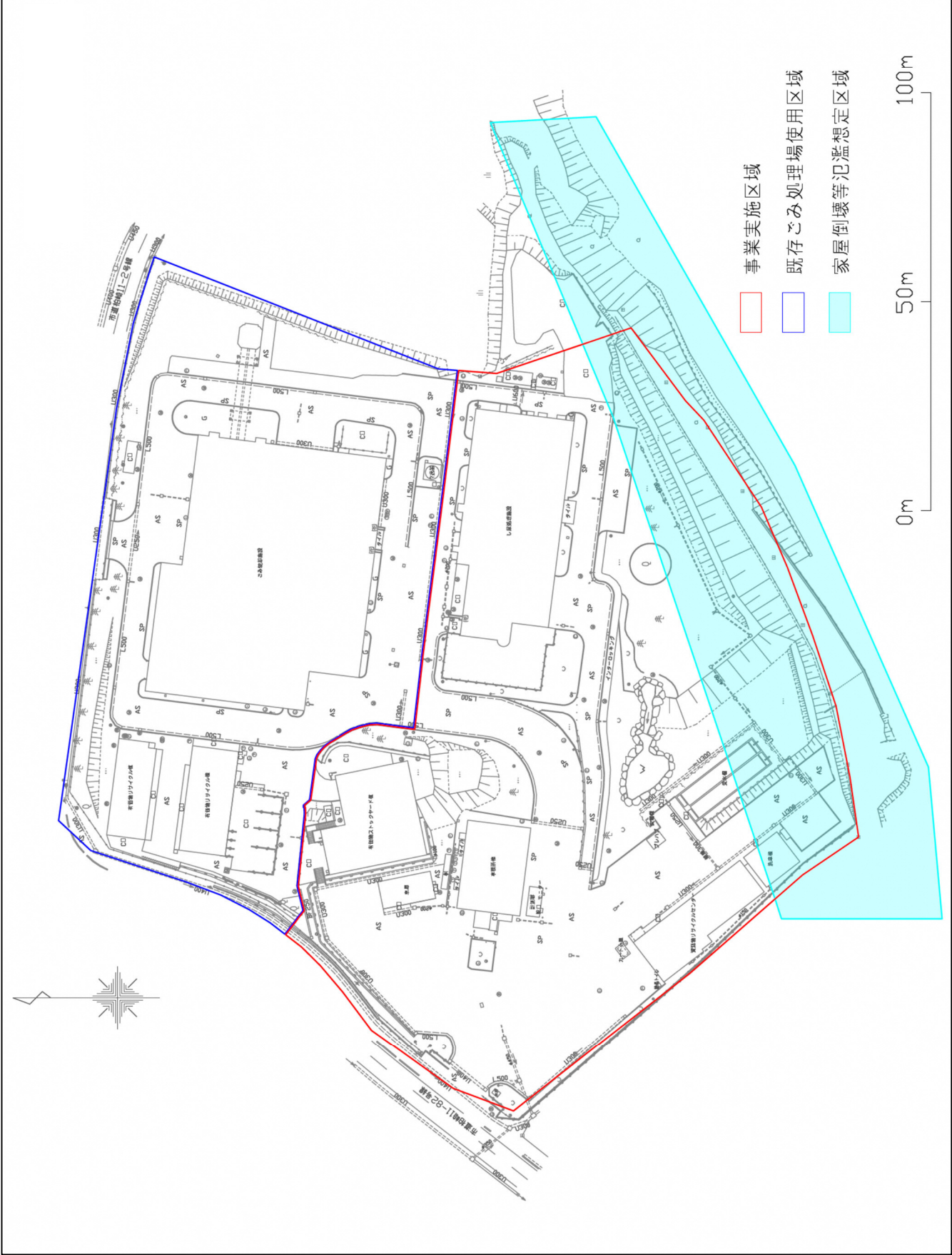
新潟県柏崎市松波四丁目13番13号

電話：0257(23)5170

FAX：0257(24)4196

メール：kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp

実施方針添付資料－1 事業実施区域

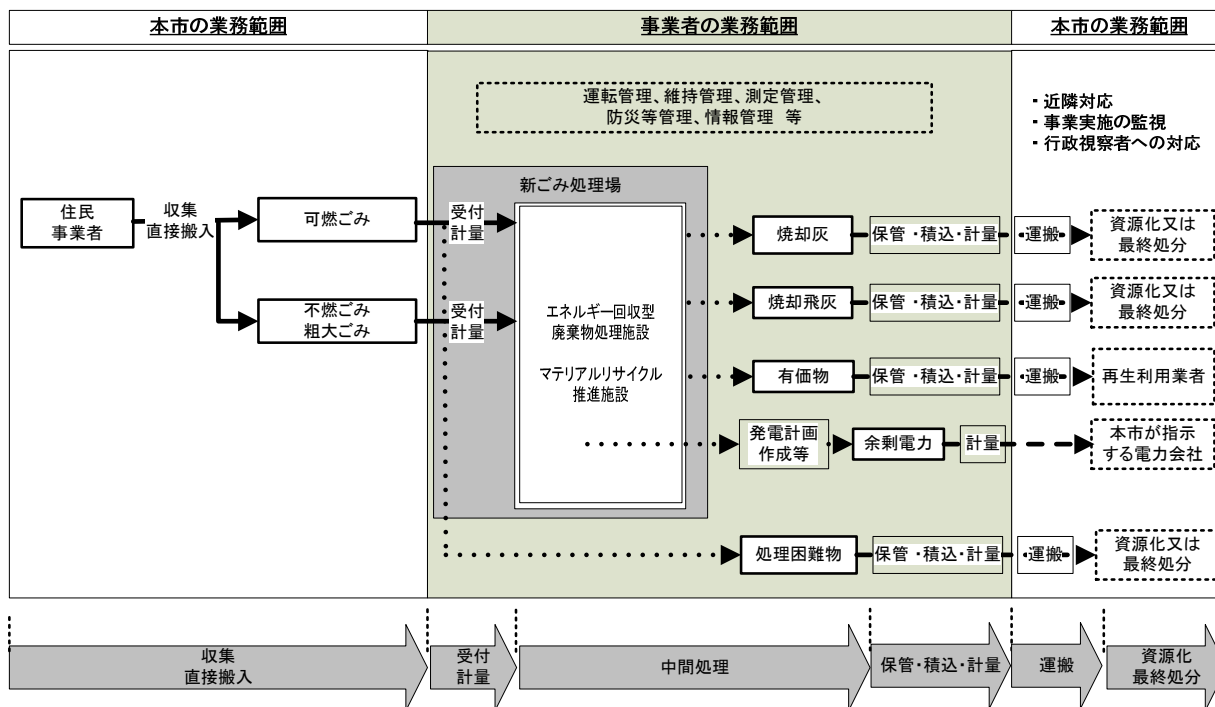


実施方針添付資料－２ 事業スキーム図（案）

スキーム図

		<p>【特別目的会社を設立する場合】</p> <p>The diagram illustrates the business scheme when a Special Purpose Company (SPC) is established. At the top, Maibashi City (柏崎市) is shown in a green box. Below it, a white box contains three types of contracts: '事業契約' (Business Contract), '建設工事請負契約' (Construction Contract), and '運営業務委託契約' (Operation Business Delegation Contract). A '基本協定' (Basic Agreement) points to the City. Below these, a blue box labeled '最優秀提案者' (Best Bidder) is shown. This bidder is divided into two parts: '(建設事業者)' (Construction Business Operator) and '(運営事業者)' (Operation Business Operator). The construction part includes four boxes for design, building design, construction, and demolition. The operation part includes a box for the SPC and another for operation services. Arrows indicate '出資' (Investment) from the bidder to the SPC, and '委託' (Delegation) from the SPC to the operation services. A '基本契約' (Basic Contract) connects the City to the bidder.</p>
		<p>【特別目的会社を設立しない場合】</p> <p>The diagram illustrates the business scheme when an SPC is not established. It shows Maibashi City (柏崎市) at the top. Below it, a white box contains the same three types of contracts as in the first diagram. A '基本協定' (Basic Agreement) points to the City. Below these, a blue box labeled '最優秀提案者' (Best Bidder) is shown. This bidder is divided into two parts: '(建設事業者)' (Construction Business Operator) and '(運営事業者)' (Operation Business Operator). The construction part includes four boxes for design, building design, construction, and demolition. The operation part includes a box for operation services. Arrows indicate '事業契約' (Business Contract), '建設工事請負契約' (Construction Contract), and '運営業務委託契約' (Operation Business Delegation Contract) from the bidder to the City. A '基本契約' (Basic Contract) connects the City to the bidder.</p>
事業契約		<ul style="list-style-type: none"> 基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約
本市の支払対価		<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設工事費、運営業務費
事業者の収入	建設事業者	<ul style="list-style-type: none"> 本市から支払われる設計・建設工事費
	運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 本市から支払われる運営業務委託費

実施方針添付資料－3 役割分担概念図



項目	帰属先	
	本市	事業者
ごみ処理手数料（直接搬入）	○	—
余剰電力 ^{※1}	○	—
有価物の売却収入 ^{※2}	○	—

※1：余剰電力とは、本施設内で得られた発電電力から本施設の所内消費電力を差し引いた後の電力をいう。

※2：有価物とは、搬入可能物のうち、本施設から搬出される際に有価で取り引きされる一切のものをいう。

実施方針添付資料－４ リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は募集要項等において示す。

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				本市	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	周辺住民対応リスク	(2)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
		(3)	上記以外のもの（事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等）		○
	用地リスク	(4)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
		(5)	上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	(6)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(7)	上記以外のもの	○	
	政治リスク	(8)	政策方針の転換、財政破綻等によるもの	○	
	許認可リスク	(9)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金・補助金リスク	(10)	事業者の事由により予定されていた交付金・補助金額が交付されない場合		○
		(11)	その他の事由により予定されていた交付金・補助金額が交付されない場合	○	
	法令変更リスク	(12)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(13)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(14)	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	△※1
設計段階	測量・調査	(15)	本市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		(16)	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(17)	本市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		(18)	事業者の提案内容の不備によるもの		○
	建設着工遅延リスク	(19)	本市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(20)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○

【凡例】 ○：主 △：従

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				本市	事業者
建設段階	工事費増加リスク	(21)	本市の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(22)	事業者の事由によるもの		○
	物価変動リスク	(23)	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費増減	○	△
	工事遅延リスク	(24)	着工後の本市の指示等に関するもの	○	
		(25)	事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(26)	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
		(27)	試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
運営段階	物価変動リスク	(28)	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費増減	○	
	ごみ量変動リスク	(29)	施設許容量以下のごみの受け入れ		○
		(30)	施設許容量を超過するごみの処理	○	
	ごみ質変動リスク	(31)	計画ごみ質の範囲以内のごみ質変動		○
		(32)	計画ごみ質を超えるごみ質変動	○	
	売電収入変動リスク	(33)	ごみ量の変動に伴う売電収入の減少※ ²	○	
		(34)	ごみ質の変動に伴う売電収入の減少※ ³	○	
		(35)	電力会社の売電単価変更による売電収入の変動	○	
(36)		事業者の事由による売電収入の変動		○	
要求水準不適合リスク	(37)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）		○	
他	施設性能リスク	(38)	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		○

【凡例】 ○：主 △：従

※1：不可抗力による損害については、設計・建設工事費又は年間運営業務委託費の100分の1に至るまでの額は事業者負担とすることを想定している。

※2：計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

※3：計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。